



広島県報

号 外
第 3 号

発行者 広 島 県
発行所 広島県総務部
総務管理司文書法制室
購読料 月 額 2,700円

目 次

公安委員会告示

指定講習機関の指定の取消し 一
運転免許取得者教育の認定を受けた者の認定の取消し

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第2号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の11第1項の規定により、指定講習機関であつた次の者の指定を取り消したので、指定講習機関に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第1号)第15条の規定により、次のとおり公示する。

平成19年1月9日

広島県公安委員会

委員長 高 須 司 登

名 称	住 所	代表者の氏名	事務所の名称	事務所の所在地	特 定 講 習 の 種 別	取 消 年 月 日
中国開発株式会社	広島市西区庚午南二丁目34番23号	兵 東 勇	庚午自動車学校	広島市西区庚午南二丁目34番23号	普通自動車免許及び原動機付自転車免許に係る初心運転者講習	平成18年12月6日

広島県公安委員会告示第3号

道路交通法 (昭和35年法律第105号) 第108条の32の2第5項の規定により、運転免許取得者教育の認定を受けた者であった次の者の認定を取り消したので、運転免許取得者教育の認定に関する規則 (平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。) 第12条の規定により、次のとおり公示する。

平成19年1月9日

広島県公安委員会
委員長 高 須 司 登

名 称	住 所	代 表 者 の 氏 名	施 設 の 名 称	施 設 の 所 在 地	課 程 の 区 分	課 程 の 名 称	取 消 年 月 日
中国開発株式会社	広島市西区庚午南二丁目34番23号	兵 東 勇	庚午自動車学校	広島市西区庚午南二丁目34番23号	規則第1条第1号に規定する課程	広島県公安委員会認定ペーパードライバーコース	平成18年12月6日
					規則第1条第2号に規定する課程	広島県公安委員会認定二輪コース	
					規則第1条第3号に規定する課程	広島県公安委員会認定新高齢者コース (高齢者特定 A)	
					規則第1条第4号に規定する課程	広島県公安委員会認定シルバーコース	
					規則第1条第5号に規定する課程	広島県公安委員会認定特殊体験コース	
					規則第1条第6号に規定する課程	広島県公安委員会認定70歳未満コース (高齢者特定 C) 広島県公安委員会認定70歳以上コース (高齢者特定 B)	
					規則第1条第8号に規定する課程	広島県公安委員会認定企業研修コース	